

秋田県告示第554号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

平成30年11月30日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 道路の区域及び供用開始の区間

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (キロメー トル)
県道	旧	土淵杉山田線	大仙市協和小種字土淵上段26番1地先から 同字土淵下段89番3地先まで	15.00～37.00	0.160
	新	土淵杉山田線	A 大仙市協和小種字土淵上段26番1地 先から同字土淵下段89番3地先まで	15.00～37.00	0.160
		土淵杉山田線	B 大仙市協和小種字土淵上段26番1地 先から同字土淵下段89番3地先まで	10.00～37.00	0.173

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

2 供用開始の期日 平成30年11月30日

3 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 大仙市大曲上栄町13番62号 秋田県仙北地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成30年11月30日から同年12月14日まで（日曜日及び土曜日を除く。）